

三田市企業版ふるさと納税のご案内

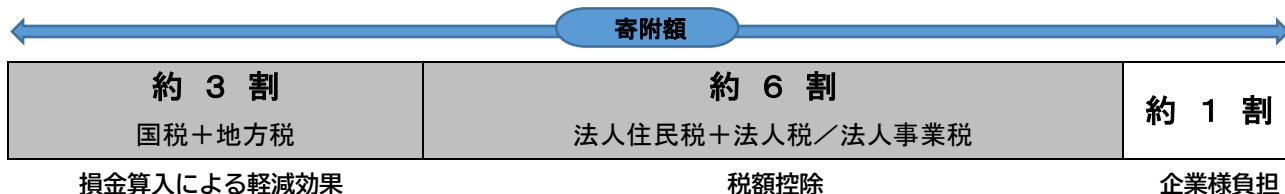
概要

国が認定した地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対し、企業の皆様が寄附を行われた場合に、税額控除の優遇措置（「地方創生応援税制」）が受けられます。三田市では、この制度を活用し、地方創生の取り組みを応援していただける企業の皆様を募集しています。

寄附にかかる企業様の負担が軽減されます（寄附額の約9割が軽減！）

企業版ふるさと納税は、寄附額の6割を法人関係税から控除する仕組みです。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて最大で寄附額の約9割が軽減され、企業様の実質的な負担は約1割まで圧縮されます。

【税制措置のイメージ】



※適用される税制については、個々の企業様によって異なる場合がありますので、税務署等にご確認下さい

寄附いただいた企業様を広く周知させていただきます

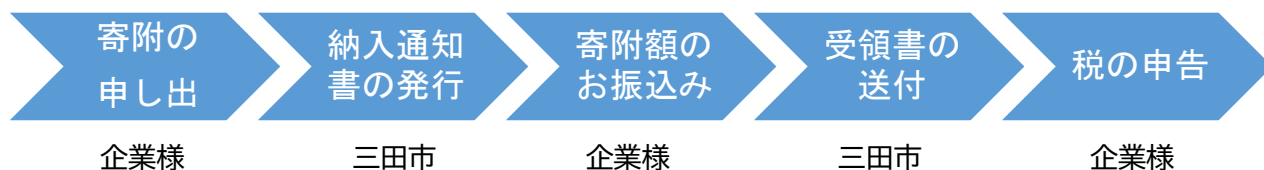
寄附いただいた企業様のお名前等を市ホームページ等で公表させていただくことにより、企業PRや社会貢献等のイメージアップにお役立ていただけます。（※公表・非公表はお選びいただけます。）

寄附の対象事業

『三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画』に位置付けられた地方創生に資する下記の4つの柱の事業が対象になります。（※より具体的な寄附の活用先は、裏面をご参照ください。）

- ① 「選ばれるまち」になる事業
- ② 「住み続けたいまち」になる事業
- ③ 「活力があふれるまち」になる事業
- ④ 「子どもを産み、育てやすいまち」になる事業

手続きの流れ



留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 本社が三田市内に所在する企業様は、本制度の対象外となります。

寄附の活用先

寄附に際しては、次のジャンルなどから、ご希望の内容をお選びいただき、それに応じた事業に活用させていただきます。

① 「選ばれるまち」になる事業

- ・空き家バンクをはじめとする住宅ストックの円滑な利活用などによる積極的な移住促進
- ・都市近郊の交通結節点という本市の強みを活かした新たな産業拠点の整備促進
- ・認定農業者や認定新規就農者などの制度を活用した持続的な農業や農地機能の維持体制づくり 等

② 「住み続けたいまち」になる事業

- ・ソーシャルビジネス等の起業や新規就農の支援
- ・地域担当や市民センターの機能強化や、まちづくり協議会等への支援強化
- ・孤独・孤立の防止にかかる周知啓発や、一人ひとりに寄り添った伴走型支援の総合的な推進 等

③ 「活力があふれるまち」になる事業

- ・サルコペニアやフレイルの予防に着目した保健事業と介護予防の一体的な実施
- ・高等教育機関との連携によるリカレント教育の拡充
- ・訪日外国人を魅了する観光コンテンツづくりや多言語情報発信等の強化
- ・ふるさと納税の促進等による地域ブランドづくりの推進 等

④ 「子どもを産み、育てやすいまち」になる事業

- ・テレワークやサテライトオフィスの利用促進等による新しい働き方の支援
- ・豊かな自然環境・教育資源・地域資源とデジタル技術を活かした、子どもたちの探求心を刺激する体系的で連続した学びの創出
- ・三田版ネウボラ拠点を核とした包括的な相談・支援体制の強化 等

※ご希望される事業がどのジャンルに該当するか不明な場合は、事前にご相談ください。

お問合せ先

三田市 地域共創部 産業戦略室 産業政策課
TEL:079-559-5085 FAX:079-559-5024
E-mail:sangyo@city.sanda.lg.jp